

# AWAJI POLICE STATION NEWS

## 淡路警察署だより 5月号

### 自転車安全利用五則

自転車は自動車やバイクと同じ「車両」です。  
自転車安全利用五則を守って、安全に利用しましょう。

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先  
道路標識で認められている場合などは、例外として普通自転車は歩道を通行することができます。

ただし、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行しなければいけません。

- ※ 普通自転車…車体の大きさ、構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車のことをいいます。

- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点では、信号を守り、一時停止の標識があるところでは一時停止しなければいけません。

- ③ 夜間はライトを点灯

夜間、ライトを点灯しないと前方の安全確認が十分にできません。

車や歩行者からも見えにくく、事故の原因にもなります。

- ④ 飲酒運転は禁止

飲酒運転は非常に危険です。

自動車と同じく酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

- ⑤ ヘルメットを着用

自転車事故の致命傷は頭部の損傷が大半を占めています。

すべての人が、命を守るヘルメットを着用しましょう。

- ※ 令和5年4月1日からヘルメットの着用が努力義務化されています。

